

松江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松江市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年松江市条例第 355 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>330,000 円</u> に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として <u>31 万 5,000 円</u> に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の松江市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた松江市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の松江市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 660,000 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。